

報道各位

新潟市保健衛生部 保健所健康増進課

「新潟市健康経営認定制度」

従業員の健康づくりに取り組む事業所を募集しています



本市では、働き盛り世代の健康づくりを進めるため、事業所等が従業員の健康管理を経営課題の一つと捉え、健康づくりに取り組む「健康経営®」を推進しています。

平成30年度より「新潟市健康経営認定制度」を創設し、健康経営に取り組む事業所を認定しており、現在、今年度の応募を受け付けております。

については、健康経営に関する本市の取組内容について事業所や市民への周知について、ご協力くださいますようお願いいたします。

※「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

- 対象事業所 市内事業所（市内に本社・本店、支社・支店、営業所を有する事業所及びNPO 法人・公益法人等団体）であること等
- 認定区分 健康経営の取組状況に応じて、「ゴールドクラス」、「シルバークラス」、「ブロンズクラス」の3つの区分で認定する。
- 応募締切 令和7年10月10日（金）まで
- 認定期間 応募の翌年度の4月1日から3年間（認定期間内での更新可能）
※今年度応募した場合、
認定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。
- 認定のメリット
 - ・市ホームページ等を通じて認定事業所を紹介
 - ・認定事業所の中から特に優秀な事業所を優秀賞として表彰
 - ・血管年齢測定器等の健康関連機器の貸出利用可能
 - ・市建設工事入札参加資格審査申請の格付けにおいて、総合評点の主観点加点の対象 など
- 応募支援 応募期間中の無料相談窓口を開設 ※別紙チラシ参照

【お問い合わせ先】

新潟市保健衛生部 保健所健康増進課

担当：澤田・富井・細野

電話：025-212-8154（直通）FAX:025-246-5671

E-mail:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

従業員健康づくりに取り組む事業所や団体の皆様へ 新潟市健康経営認定制度

令和7年度応募のお知らせ

「健康経営®」は、
事業所等が従業員の健康管理を経営課題の一つとして捉え、健康づくりに
取り組むことです。
従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待
できる経営手法です。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



新潟市健康経営認定制度とは？

- 事業所における健康経営の取組に応じて、3つの区分で認定します。

クラス	取組内容
ブロンズ	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化しているもの
シルバー	ブロンズクラスの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの
ゴールド	シルバークラスの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組に繋げているもの

対象

- 市内の本社・本店、支社、営業所を有する事業所・各種団体（NPO法人、公益法人等を含む）
- 代表者の他に従業員が1名以上いること ほか

認定のメリット



- 新潟市健康経営認定ロゴマークをホームページ、広報、名刺等で使用できる
- 優良な取組を行う事業所は優秀賞として表彰
- 従業員の健康づくりに関するセミナーに参加できる
- 血管年齢測定器等の健康関連機器の貸出を利用できる
- 新潟市の各所属が実施するプロポーザル方式による業者選定を行う際の優遇の対象となる
- 新潟市建設工事入札参加資格審査申請の格付けにおいて、総合評価の主観点の対象となる
- 新潟市の物品等調達における優遇の対象となる など



応募の流れは次ページを参照→→→

認定の手続き

健康経営に
取り組むことを表明

「健康経営宣言書」等で健康経営に取り組むことを表明

そのほか、「新潟市健康経営事例集」において
事業所の具体的な取組を紹介しています→→→



健康経営宣言

株式会社〇〇は、従業員が健康経営活動の一環として、健康経営を推進することにより、従業員の健康増進を図ることを目的として、健康経営宣言を行います。

- 定額健康診断の実施率100%を目標とし、実施率を向上させます。
- 施設づくりに関するセミナーを実施します。
- 福利、健康経営に資する研修を実施します。
- 健康づくりイベントへの参加率70%以上を目指します。

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

健康経営認定
応募用紙の提出

にいがた
ヘルスパートナーに
登録申請

応募期間

令和7年7月15日(火)~

令和7年10月10日(金)

応募用紙と「健康経営宣言書」をメール・郵送・持参にてご提出ください。

健康経営認定制度に応募する際、「にいがたヘルスパートナー」が
未登録の場合は、別途登録が必要です。(既に登録されている場合は再度登録は不要です)

にいがたヘルスパートナーの登録は市ホームページをご覧ください→

にいがたヘルスパートナー

認定審査会
(12月)

必要に応じて電話・訪問で確認し、追加資料を依頼することがあります。

12月の審査会にてクラスが決定し、決定通知を送付します。

認定証交付
(翌年3月)

認定期間は、

応募の翌年度の4月1日から3年間です。

(令和7年度認定を受けた場合、
認定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

なお、認定期間中でもクラスアップのために再応募することが可能です。



＼応募用紙の記入方法や取組内容へのご相談などお気軽にご相談ください！／

無料相談窓口の開設

【対象】新規・クラスアップの応募を検討している事業所

【開設期間】令和7年7月15日(火)から10月10日(金)まで

【内容】応募用紙の記入方法の相談、健康課題に対する取組方法の相談、健康課題に応じたセミナーの相談
【相談方法及び受付時間】

①TEL：025-232-0151（平日8:30~17:00）

②メール：kenkoukeiei-niigatacity@niwell.or.jp（24時間。ただし、返信は平日となります）

※本窓口は、新潟市から委託を受け、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会が開設しています。



応募用紙

市ホームページからダウンロードできます。

新潟市 健康経営認定制度



提出・お問合せ先▼

新潟市保健所健康増進課

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター2階

TEL：025-212-8154 E-mail:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp